

AIUの青年アクティブライフ 総合保険

普通傷害保険

青年アクティブライフ総合保険特約 等セット

AIU INSURANCE COMPANY



国内・国外を問わず日常生活や旅行先などでのケガ、

日常生活のケガに 対する手厚い補償

仕事中・レジャー中を問わず、
偶然な事故によるケガ(傷害)を補償!



仕事中のケガ



家庭内でのケガ



旅行中のケガ



スポーツ中のケガ



交通事故によるケガ



就業中・就業外*の
補償が**同額**の

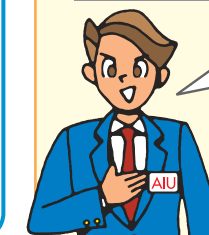
ベーシックプラン

就業外*の
補償が**倍額**の

プライベート重点プラン

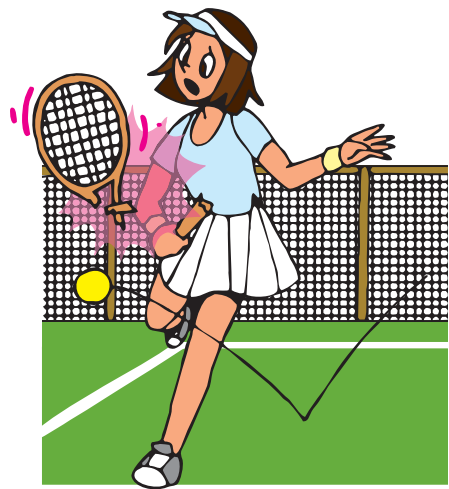
2つのプランを
ご用意しました!

*職業または職務に従事していない間をいい、通勤途上は就業中とします。

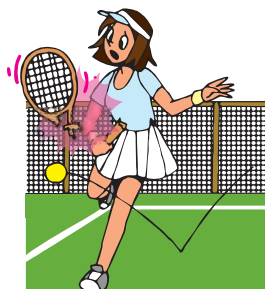


アクティブライフを支える幅広い補償

レジャー中や暮らしの中で役立つ
様々な補償!



携行品損害



例えば

- テニスプレイ中、誤ってテニスラケットを破損した。
- 旅先で強盗にあい、ハンドバッグ・カメラを盗まれた。
- 転倒してオーディオプレーヤーを落として壊した。

個人賠償



例えば

- デパートでショッピング中、誤って高価な品物を落として壊した。
- ゴルフプレイ中、誤って他人にケガをさせた。
- アパートで水漏れを起こし、階下のお宅の家具を汚してしまった。

レンタル用品賠償



例えば

- レンタルショップで借りたスーツケースを盗まれた。
 - レンタルのビデオカメラ、キャンプ用品を誤って壊した。
- (注)レンタル業者から日本国内で借りたものに限りです。

キャンセル費用



例えば

- 父が交通事故で入院し、予約していた海外旅行に行けなくなった。
- 母の急逝で予約しておいたコンサートに行けなくなった。
- ニューヨーク旅行直前に入院したため、旅行をキャンセルした。

救済者費用



例えば

- 春スキーで運悪く雪崩に遭遇し、生死が確認できず、家族がかけつけた。
- 搭乗中の飛行機が遭難し、家族がかけつけた。
- 海外旅行先でケガをし、14日以上入院し家族がかけつけた。

借家人賠償



例えば

- ストーブを消し忘れて、火事になり、大家から賠償を求められた。
- ガスコンロの火が原因で火災が発生、大家から賠償を求められた。

ご契約にあたって

次のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額が、同一の補償を提供する他の保険契約(*)および共済契約と合算して被保険者1名あたり1,000万円までとなります。(*)積立保険を含む傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険などをいいます。

1. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時点で15才未満の場合
2. 保険契約者(保険を申し込まれる方)と被保険者が異なる場合で、死亡保険金受取人の指定について被保険者の同意がない場合

弊社は一般社団法人日本損害保険協会の「傷害保険等の契約内容登録制度」に参加しています。告知いただいた内容にかかわらず、死亡保険金額が他の保険契約と合算して1,000万円を超えていることが判明した場合には、保険期間中での解約をお願いする場合があります。

補償の重複について

次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約前に、補償内容を十分ご確認ください。

[携行品損害補償条項・個人賠償責任補償条項]

より詳しい補償内容のご説明を、弊社ホームページでご案内しています。 <http://www.aiu.co.jp>

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約前に重要事項説明書を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

お問合せ・お申込みは

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

受付時間: 午前9時~午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

補償項目・おすすめプラン

補償項目



おすすめプラン

普通傷害保険、
青年アクティブライフ総合保険特約、
借家人賠償責任補償対象外特約 セット

2013年7月現在
(保険期間:1年)

補償内容／保険金額		プラン
ケガ(傷害)の補償	死亡保険金	
	後遺障害保険金 (障害等級に依りて)	
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	
	手術保険金 (入院中・入院中以外／1事故につき1回)	
	通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	
アクティブライフの補償※1	携行品損害補償 (自己負担額:3,000円) (保険期間を通じて)	
	個人賠償責任補償 (1事故あたり)	
	レンタル用品賠償責任補償 (自己負担額:※2) (保険期間を通じて)	
	キャンセル費用補償 (自己負担額:※3) (保険期間を通じて)	
	救護者費用等補償 (保険期間を通じて)	
月払保険料		
一時払保険料		

ベーシックプラン(就業外傷害同額補償) (就業外傷害倍額支払対象外特約セット)		
A97	B97	C97
2,500万円	2,000万円	1,000万円
100万円～2,500万円	80万円～2,000万円	40万円～1,000万円
6,000円	5,000円	4,000円
6万円・3万円	5万円・2.5万円	4万円・2万円
4,000円	3,000円	2,500円
50万円限度	30万円限度	10万円限度
1億円限度	5,000万円限度	3,000万円限度
30万円限度	30万円限度	20万円限度
100万円限度	70万円限度	50万円限度
500万円限度	300万円限度	200万円限度
5,180円	4,030円	2,470円
56,550円	43,930円	27,010円

就業外はケガの補償が2倍!

国内・国外を問わず、就業外のケガを手厚く補償します。

プライベート重点プランについて

- 被保険者が勤労者でない場合は、プライベート重点プランにご加入いただけません。またご契約の後、被保険者が勤労者でなくなった場合には、倍額の支払いとはなりませんのでご注意ください。
- 勤労者とは、事業主に雇用されている方で、かつ、次のいずれにも該当する方をいいます。
 - ・住居と事業場が同一建物になく、就業中・就業外の区別が明確であること。
 - ・所定の労働時間が同種の業務に従事する他の労働者の労働時間より短くないこと。
- 就業外とは、職業または職務に従事していない間をいい、通勤途上は就業中とします。

プライベート重点プラン(就業外傷害倍額補償) (「勤労者」の方のみご加入いただけます。)					
D97		E97		F97	
就業外	就業中	就業外	就業中	就業外	就業中
3,000万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
120万円～3,000万円	60万円～1,500万円	80万円～2,000万円	40万円～1,000万円	40万円～1,000万円	20万円～500万円
10,000円	5,000円	8,000円	4,000円	6,000円	3,000円
10万円・5万円	5万円・2.5万円	8万円・4万円	4万円・2万円	6万円・3万円	3万円・1.5万円
6,000円	3,000円	5,000円	2,500円	4,000円	2,000円
50万円限度		30万円限度		10万円限度	
1億円限度		5,000万円限度		3,000万円限度	
30万円限度		30万円限度		20万円限度	
100万円限度		70万円限度		50万円限度	
500万円限度		300万円限度		200万円限度	
5,570円		4,040円		2,560円	
60,760円		44,120円		27,940円	

※1: 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が実際のご負担額または損害の額を超えることはありません。
 ※2: 3,000円または損害賠償金額の20%相当額のいずれか高い額
 ※3: 1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額

●このプランは事務職、営業職、卸・小売業など危険の少ない職種の方(A級職)の保険料です。B級職の方は保険料が異なりますので、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

職種別表	職業・職種
A級職	B級職以外の方
B級職	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者

用語のご説明

医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。・「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと	保険金	ご契約により補償の対象となる事由が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
	・「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと	保険金額	ご契約にあたり弊社とご契約者で定める金額で、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。
	・「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から弊社へ払い込みいただく金銭をいいます。

借家人賠償責任補償の保険料

保険金額 (1事故あたり)	1,000万円限度	500万円限度
月払保険料	330円	160円
一時払保険料	3,580円	1,790円

ご契約概要

ケガ(傷害)の補償

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故に遭いケガ(骨折、やけどなど)をした場合、次の保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。いずれも事故の日から180日の間が対象です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
死亡保険金	亡くなった場合にお支払いします。 (後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。)	次のケガに対しては、保険金をお支払いできません。
後遺障害保険金	身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。(失明、指の切断など)	●急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)
入院保険金	入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。 (1事故につき180日限度)	●次の事由または事故によるケガ ・故意または重大な過失 ・自殺行為 ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故 ・危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
手術保険金	所定の手術を受けた場合に、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。(1事故につき1回)	●むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの
通院保険金	通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。 (1事故につき90日限度)	…など

アクティブライフの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
※ 携行品損害補償保険金	被保険者所有の携行品(カメラ、衣類、乗車券、通貨などの身の回り品で、住宅外において被保険者が携行しているもの)が、破損・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、被害物の保険価額(*)を基準に算定した損害額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。 (*)保険価額とは保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注)保険の対象1個、1組または1対について10万円を限度とし、乗車券などは通貨などについては合算して5万円を限度とします。	●次の事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・故意または重大な過失 ・自殺行為 ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・故障・欠陥 ・置き忘れまたは紛失およびこれらの後の盗難 ・携行品の自然の消耗、劣化、変色、変質、単なる外観の損傷 …など (注) 次の物は対象となりません。有価証券、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、旅券、運転免許証、自動車、自転車、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など危険な運動中のその運動用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物など
※ 個人賠償責任補償保険金	次の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまい、補償の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ・ご本人の居住住宅とその敷地内の物が原因の事故(窓辺の植木鉢が強風で落下し他人の車にぶつかる など) ・日常生活が原因の事故(散歩中飼犬が他人に噛みつく など) お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 ※個人賠償責任の被保険者の範囲は、次の方となります。 ①ご本人 ②ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ご本人の配偶者 ④ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ⑤ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	●次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・故意 ・仕事上の損害賠償責任 ・自動車・バイクの所有、使用、管理による損害賠償責任 ・心神喪失による損害賠償責任 ・特別な約定により加重された損害賠償責任 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・他人から借りたり預ったりした財物に対する損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 …など

※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が実際のご負担額または損害の額を超えることはありません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
※ レンタル用品賠償責任補償保険金	被保険者およびその家族(*)が自らが使用する目的で、レンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品の国内・国外における損壊または盗取につき、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1回の事故につきレンタル用品賠償責任保険金額が限度。ただし、保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額を限度とします。) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 (注)損害賠償金は、いかなる場合にもレンタル用品の時価額を超えないものとします。 ※レンタル用品賠償責任の被保険者の範囲は、次の方となります。 ①ご本人 ②ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ご本人の配偶者 ④ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ⑤ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	●次の事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・職務の用に供されている間の損壊・盗取 ・被保険者以外の方に転貸されている間の損壊・盗取 ・故意 ・自殺行為 ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・故障・欠陥 ・置き忘れまたは紛失およびこれらの後の盗難 ・レンタル用品の自然の消耗、劣化、変色、変質 ・通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したことによる損壊・盗取 ・被保険者とレンタル業者との間の特別な約定によって加重された損害賠償責任 ・レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見された損壊・盗取に起因する損害賠償責任 …など (注) 次の物は対象となりません。船舶、航空機、自動車、動物、植物、貴金属、宝石など
※ キャンセル費用補償保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が死亡または入院(*)したことにより、被保険者が予約していた国内・海外旅行、演劇・音楽公演など特定のサービスを受けられなくなり、負担したキャンセル費用をお支払いします。ただし、保険期間中を通じてキャンセル費用保険金額を限度とします。 (*)死亡または入院の日からその日を含めて31日以内(被保険者本人の死亡の場合は死亡の日以降)に提供されるサービスについてキャンセル費用を負担した場合に保険金をお支払いします。	●次の事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・故意または重大な過失 ・自殺行為 ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ●むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産による入院 ●予約日・提供日が確認できないサービス、または被保険者の職務遂行に関係するサービス …など
※ 救済者費用等補償保険金	被保険者が次の①～③のいずれかに該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担したイ～ホの費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救済者費用等保険金額を限度とします。 ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 イ.捜索救助費 ロ.現地への交通費(救済者2名分までかつ1往復分) ハ.現地および現地までの宿泊費(救済者2名分までかつ1名につき14日分限度) ニ.現地からの移送費用 ホ.諸雑費(20万円限度、ただし国内の事故では3万円限度)	●次の事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ・故意または重大な過失 ・自殺行為 ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ●むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの ●保険金をお支払いする場合②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用 …など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
※ 借家賠償責任補償保険金	日本国内において被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物の戸室を火災・破裂・爆発により損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1回の事故につき借家賠償責任保険金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	●次の事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・故意 ・被保険者の心神喪失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射・放射能汚染 ・借戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事 ・被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・借戸室を貸主に引渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 …など

※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が実際のご負担額または損害の額を超えることはありません。